

報 告 書

令和2年2月3日

日野市長 大 坪 冬 彦 様

日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による
二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会

弁護士 古 川 健太郎

弁護士 森 安 紀 雄

弁護士 金 田 真 明

本報告書は、日野市が設置した日野市元副市長であるY氏の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会が実施した調査につき、その報告を行なうものである。

以下では、Y氏を「Y元副市長」、日野市を「市」、日野市議会を「市議会」、日野市立病院を「市立病院」、日野市川辺堀之内土地区画整理組合を「区画整理組合」、株式会社日野市企業公社を「公社」及び日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会を「当委員会」と記載する。また、部署、役職については、特に断りがない限り、行為時点における部署、役職を指すものとする。

第1 本調査の概要

1 当委員会について

(1) 市議会の決議

市議会は、令和元年6月10日付けで「元副市長の日野市立病院と区画整理組合の兼業による二重報酬受取の徹底解明及び日野市立病院のハラスメントの原因究明を求める決議」を行った。同決議が指摘する事実は、以下のとおりである。

「元副市長が、市立病院に院長相談役として臨時職員で雇用されている時期に、日野市から助成を受けている区画整理組合の理事長相談役を兼務し、市と区画整理組合の双方から報酬を受けとっていた問題が市民に不信を与えている。公務員の兼業を禁じている地方公務員法に抵触する可能性があるだけでなく、元

副市長が市立病院の勤務時間中に同区画整理組合の理事会に出席した疑いがもたれている。」

(2) 第三者実態調査委員会設置要綱

これを受け、市は、令和元年8月22日付けでY元副市長の市立病院と区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）を制定し、当委員会を設置することとなった。

(3) 当委員会の構成

設置要綱第3条に基づき、市は、以下の3名の弁護士を当委員会の委員に嘱託し、令和元年9月9日の第1回委員会において、3名の委員は、互選により、以下のとおり委員長及び副委員長を定めた。

委員長 古川 健太郎（八王子ひまわり法律事務所）

副委員長 森安 紀雄（森安紀雄法律事務所）

委員 金田 真明（あかつき府中法律事務所）

2 調査の対象

当委員会の調査の対象は、設置要綱第2条に定められた以下の事項である。

- ① 市立病院及び区画整理組合における元副市長の勤務実態
- ② 市立病院及び区画整理組合の元副市長に対する賃金、報酬等の支払の実態
- ③ 市立病院及び区画整理組合の元副市長に対する二重の賃金、報酬等の支払事実の有無
- ④ 元副市長が区画整理組合理事長相談役に就任した経緯の実態
- ⑤ 日野市が区画整理組合に対して支出した助成金の区画整理組合における用途の実態及びその違法性の有無
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、委員会が前各号の調査を実施するために必要と認めた事項

3 調査の期間

令和元年9月9日から令和2年2月3日（市長報告）まで

4 調査の方法

(1) 当委員会は、調査期間中、以下の方法により行った。

- ① 市（市立病院を含む）の関係部署に保存されている資料の調査
- ② 関係者及び関係団体等から提出のあった資料の調査

③ 関係者に対するヒアリング

(2) 調査した資料は、別紙1「調査資料目録」記載のとおりであり、ヒアリングを行った関係者は、別紙2「ヒアリング対象者目録」記載のとおりである。

(3) 補足

設置要綱において定められた当委員会の権限は、市の部局に対して、必要な文書、資料等の提出等を求めたり、市の職員に対して、ヒアリング等を求めたりすることである（設置要綱第7条）。

市が設置している市立病院の各資料は市が管理し、関係者は市の職員であるから、当委員会の権限において、調査を行うことが可能である。

これに対して、区画整理組合は、市は助成金を交付しているものの、市が設置するものではない。

また、ヒアリングの対象者は、既に市を退職した元職員も含まれていた。

そこで、当委員会としては、市が保管しない区画整理組合等の資料の提出や市の職員以外の者からのヒアリングを行うにあたっては、任意の協力を得られる範囲で調査を行った。

5 本調査に関する関係団体等について

(1) 日野市立病院（市立病院）

平成14年6月1日に日野市多摩平四丁目3番地の1に日野市によって開設され、内科、総合内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科（ペインクリニック）、救急科、病理診断科の計22科、病床数300床を有する日野市の中核病院である。

市立病院は、Y元副市長が病院経営専門監から臨時職員の院長相談役となった平成24年4月当時、診療体制の充実と経営健全化を目指した「改革プラン」に取り組んでいたが、赤字体質の脱却に至っておらず、厳しい経営状況が続いており、更なる経営改革が喫緊の課題であった。

(2) 日野市川辺堀之内土地区画整理組合（区画整理組合）

日野市大字豊田、大字川辺堀之内、大字上田における国道20号日野バイパス（延伸）、区画道路、公園及び緑地等の公共施設の整備改善、宅地利用の増進、健全な市街地の整備を図るため、平成21年3月24日に設立された土地区画整理組合である。

区画整理組合は、日野市土地区画整理事業助成要綱に基づいて、市から助成金の交付を受けている。なお、区画整理組合のホームページ

(<http://www.zon-kawabe-as.jp/publics/index/11/>)によれば、区画整理組合は総事

業費 7,898,387千円（内訳 公共施設管理者負担金 3,216,917千円、東京都補助金 39,732千円、日野市助成金 770,000千円、保留地処分金 3,871,738千円）の資金計画が組まれている。

第2 調査結果

1 市立病院及び区画整理組合におけるY元副市長の勤務実態について

(1) はじめに

Y元副市長は、市立病院において、平成24年4月1日から平成31年3月31日まで臨時職員という雇用形態により雇用されており、区画整理組合においても、平成24年5月から業務委託契約に基づき業務に従事しており、業務に従事している期間が重なっているところ、双方における勤務実態を明らかにすることが本調査の目的である。

(2) 前提となるY元副市長の経歴

Y元副市長の日野市・市立病院及び区画整理組合での経歴は、別紙3「Y元副市長の日野市、市立病院及び川辺堀之内区画整理組合での経歴」記載のとおりである。

区画整理課での勤務歴が長く、区画整理課の庶務係長となった昭和53年5月1日以降、依願退職する平成9年6月3日までの19年余りの間、区画整理課に係長、課長補佐、課長心得ないし課長として16年余り、その上部組織である都市整備部（現在のまちづくり部）に部長として約1年4カ月勤務し、それ以外の約1年半の間も都市整備部に属する都市計画課に課長として勤務していた。

Y元副市長は、市を依願退職した翌日である平成9年6月4日から平成21年6月3日までの3期12年間、日野市助役及び副市長を務めた。副市長を退任した翌日である平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間、非常勤特別職として市立病院の病院経営専門監として勤務をした。

(3) 市立病院における勤務実態

ア 市立病院から開示された資料から認められた事実

市立病院から開示された資料からは以下の事実が認められた。

(ア) 雇用について

A 臨時職員雇用確認書による雇用

市は、Y元副市長との間で臨時職員雇用確認書を作成のうえ、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの7年間、6か月ごとの雇用を繰り返し、Y元副市長を院長相談役として雇用し続けた。

Y元副市長を院長相談役として雇用し続けた7年間において、回議書

の存在が確認できたのは初回の臨時職員雇用確認書に係るもののみであり、いかなる経緯で、地方公務員法及び日野市臨時職員取扱要綱（昭和61年10月1日制定、以下「臨時職員要綱」という。）の期間制限を超えてY元副市長を院長相談役として長期に渡り雇用し続けたのか、平成25年4月1日以降の任用の経緯を書類上確認することはできなかった。

B 臨時職員雇用確認書上の勤務日及び勤務時間（賃金に係る部分を除く。賃金に係る部分は2（2）に後述する。）

臨時職員雇用確認書上の雇用条件の概要は、別紙4「臨時職員雇用確認書に記載された雇用条件」記載のとおりであり、勤務日及び勤務時間は、平成24年4月1日から平成28年9月30日までは月曜日から金曜日までの平日のうち週3日、平成28年10月1日から平成31年3月31日までは月曜日から金曜日までの週5日、いずれも午前8時30分から午後5時までとされていた。

(イ) Y元副市長の業務内容

平成24年3月31日付の臨時職員雇用確認書によれば、Y元副市長は、院長相談役という肩書きで、臨時職員として採用されたが、院長相談役としての勤務内容について「詳細は別紙のとおり」と記載されているが、別紙の存在は確認をすることができなかった。

平成24年3月31日付の臨時職員雇用確認書の作成に際しては、同年4月1日起案に係る回議書（以下「本件回議書」という。）が作成されている。

本件回議書の説明欄には、伺いの趣旨として「平成21年6月1日より平成23年度末まで日野市病院設置代行として当院で働かれていたYと日野市役所との契約期間が満了するので、日野市立病院と新たに雇用するものです。」、伺いの理由として「日野市役所との契約は昨年度末で終了することとなるが、経歴やこの3年間の実績等を踏まえ、今後も日野市立病院の運営に協力いただくため、日野市立病院と新たに雇用するものです。」との記載がある。

(ウ) 実際の勤務日数及び勤務時間について

A タイムカードによる勤務時間の管理

市立病院ではタイムカードにより勤務時間の管理が行われていた。

Y元副市長についてのタイムカードは、平成25年4月分以降のものが市立病院に保管されていた。タイムカード上の市立病院における勤務時間は、別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」記載のと

おりである。

Y元副市長は、臨時職員雇用確認書上では週3日勤務とされていた時期（タイムカードの記録上では平成25年4月から平成28年9月）から、恒常的に週6日程度勤務していたことが認められた。

勤務時間についても定時（午前8時30分から午後5時）の前後における時間外勤務が頻繁に行われていたことを示す記録が残っていることが確認できた。

B 出張、時間外等勤務命令簿

臨時職員の出張及び時間外勤務について、市立病院では、「出張、時間外等勤務命令簿」が作成されることとなっており、職員が時間外勤務を行う場合、事前に主管部課長の命令を得なければならないこととなっている。

Y元副市長の時間外勤務については、平成26年9月分以降のものが市立病院に保管されており、同時期以降は、少なくとも形式上は「出張、時間外等勤務命令簿」が作成され、主管部課長命令印として当初は事務長印が、平成27年4月以降は院長印が押されていることが確認できた。

「出張、時間外等勤務命令簿」の従事業務の内容欄には、院内打ち合わせ、資料作り、院内調整、医師との打ち合わせの他、朝立ちの記載も見られた。朝立ちとは、市立病院の診療開始時間前の早朝の時間帯に、病院スタッフが正面玄関において来院者に対して挨拶を行う活動のことを指すとのことである。

なお、Y元副市長に係る「出張、時間外等勤務命令簿」の運用実態については、ヒアリング結果を踏まえて、当委員会の認定において後述する。

イ ヒアリング結果

病院関係者及びY元副市長のヒアリング結果は、以下のとおりである。

(ア) 院長相談役就任の経緯

病院関係者からは、Y元副市長が平成24年3月末をもって病院経営専門監を退任することになったものの、当時市立病院が危機的状況だったため、引き続きY元副市長に市立病院において従前同様に病院経営を支えてもらいたいとの当時の院長の意向により、院長相談役として市立病院に残ってもらうこととなったとの説明があった。

(イ) 臨時職員であるY元副市長に対する病院スタッフの意識

市立病院事務長以下の病院関係者は、口をそろえて、元副市長や前病院経営専門監という経歴もあるY元副市長は臨時職員であっても院長と同

等の位置づけの上司であるとの認識であったと説明した。

(ウ) 業務内容及び勤務時間

A 病院関係者からは、Y元副市長は市立病院で取り組んでいる改革プランの推進を担うポジションで、同改革プランのリーダーである院長のサポート役として院長から様々な相談を受けるとともに、市立病院内にある数十の委員会に出席するなどして、多くの職種の調整を行っており、忙しかったとの説明があった。

そして、医療業務を担う医師が日中は診察業務を担っているという病院の特性から、市立病院内の委員会や調整などの業務は早朝や夕方以降の時間に行われることが多かったとの説明があった。

他方、Y元副市長が市立病院の1階の個室を執務室としていたことから、委員会や調整などの業務を行わない主に日中の時間帯については、現に個室にいるか、いるとして個室で具体的にどのような業務を行っているかは把握できなかったとのことであった。

また、「出張、時間外等勤務命令簿」の決裁者として押印をしていたその時々の決裁者を含む病院関係者からも、Y元副市長がいつどのような業務を行っているかを具体的に把握していたとの説明は得られなかった。

B これに対し、Y元副市長からは、市立病院の業務と区画整理組合の業務は混同しないように分けており、市立病院での勤務時間中に区画整理組合の業務を行い、あるいは区画整理組合の業務のために外出したことはないとの説明があった。

(エ) 勤務時間の管理

A 病院関係者からは、臨時職員が時間外勤務を行う際には、出張、時間外等勤務命令簿を作成し、決裁者の決裁を得るものの、Y元副市長の同命令簿の記録については、平成26年9月の記録開始当初は事務長が決裁者として決裁印を押印していたが、Y元副市長の時間外勤務が月間100時間を超えたことから、平成27年4月より院長決裁に変更となったとの説明があった。もっとも、その時々の決裁者からは、時間外勤務に先立ってその可否を判断するのではなく、一定期間分まとめて事後承認の形で決裁をしていたとの説明もあった。

B Y元副市長からは、不必要な時間外勤務を行ったことはなく、院長相談役としての業務は、大体が多職種間との調整であるところ、調整相手の時間的制約からコミュニケーションをとれるのは朝と夕方が多く、依頼された業務に取り組むとどうしても勤務時間が長くなってしまふこ

とにより時間外勤務が生じていたとの説明があった。

ウ 市立病院における勤務実態に係る当委員会の認定

Y元副市長は、病院経営専門監としての市立病院での業務実績を買われ、院長の要望により病院経営専門監を退任した直後の平成24年4月から院長相談役に肩書きを変えて雇用された。Y元副市長は、臨時職員であるため法的には病院経営専門監が有する対外的な権限があるわけではないものの、少なくとも院長からは市立病院内においては従前同様の役割が期待され、また、市立病院の職員は、臨時職員であるY元副市長のことを従前同様、院長と同等の位置づけの上司であると認識していた。

Y元副市長は、市立病院で取り組んでいる改革プランの推進のため、院長のサポート役として院長から様々な相談を受けるとともに、市立病院内の委員会に出席するなどして多くの職種の調整を行っていたが、医師らの診察業務は日中であることから、委員会や調整などの業務は早朝や夕方以降の時間に行われることが多かったようである。

他方、日中の時間帯については、Y元副市長が市立病院の1階の個室を執務室としていたため在室の有無や行っている業務内容が外からは見えないこととも相まって、Y元副市長が日中に市立病院の業務に専念していたかどうかを確認することはできなかった。

(4) 区画整理組合における勤務実態

ア 業務内容

(ア) 契約上の規定

Y元副市長と区画整理組合は、平成24年5月1日、「日野市川辺堀之内土地区画組合 円滑推進及び進行管理業務の委託契約書」(以下「組合平成24年5月契約書」という。)を締結している。区画整理組合から提出のあった資料によると、その後数回契約の変更がなされている。

組合平成24年5月契約書における業務内容は次のとおりである(同契約書第2条)。なお、契約書上、乙はY元副市長を、甲は区画整理組合をそれぞれ指す。

- ① 乙は、土地区画整理法(以下、法という。)に基づく事業計画の進行管理を適格に判断して、甲に助言、提言する。
- ② 乙は、全事業工程、年度別事業工程、3年単位の事業工程を常に点検し、甲に報告する。
- ③ 乙は、事業が円滑に推進されるように調査し、状況を把握し又は、直接地権者と協議し進行管理をして、甲に助言、提言をする。
- ④ 乙は、事業推進の主要部分を全部委託している(株)日野市企業公社の

業務について、指導、助言することが出来る。その場合は、甲に報告するものとする。

⑤ 乙は、保留地販売について、首都圏での不動産状況、日野市を中心とした周辺地域での不動産市況を判断し、保留地が安全かつ、確実に売却出来ることを第一に考え、甲に助言し提言をする。

⑥ 乙は、甲の主管する理事会及び理事協議会等々の諸会議に主席し、進行状況を把握し、同時報告する。

⑦ 乙は、甲が管理している事務事業及び金銭収納も、適宜点検し甲に報告する。

このようにY元副市長の業務内容は、区画整理組合の業務全般に関するものであり、上記③にあるように直接地権者との協議を行うことも予定され、単なるアドバイザー業務に留まらない。

(イ) 区画整理組合から提出された手当等諸基準における取り扱い

区画整理組合から提出された区画整理組合内の手当等の取り扱いに係る文書では、理事・監事及び職員等への期末手当等の支払いについて記載があるところ、Y元副市長は、「事務所勤務職員」として取り扱われている。

Y元副市長がいかなる手当等の支給を受けていたのかについては、2(3)において詳述する。

イ 業務実態、区画整理組合内での役割

(ア) 総会議事録における発言

区画整理組合は、年2度総会を開催しており、議事録が残されている。

Y元副市長が理事長相談役就任後の議事録において、Y元副市長が多数回発言していることが記録されている。

このことから、Y元副市長が区画整理組合において重要な役割を果たしていたことがうかがえる。

(イ) ヒアリング結果

Y元副市長をはじめ、関係者からヒアリングを行ったところ、Y元副市長が区画整理組合において重要な役割を果たしていたことを認めている。

区画整理組合関係者によると、Y元副市長が組合業務全般について指導、指示を行う存在であったと述べている。後述のとおり、理事会等における議案の作成は、主に、公社から派遣された職員がY元副市長の指示を受けながら行うほか、日々の業務もY元副市長に報告、相談しながら遂行していたとのことであった。

なお、Y元副市長は、自身と区画整理組合との契約における自身の役割

については、当初はアドバイザー的な役割にすぎなかったが、その後、区画整理組合がその業務を全面委託していた公社において人材がいなくなってしまうことから、公社が受託者として行うべきはずであった業務も行わざるを得なくなり、自身の役割は変遷した旨述べている。

ウ 業務時間及び日数

(ア) 区画整理組合から提出のあった資料を基に認められる事実

A 区画整理組合から提出された日報には、区画整理組合における日々の業務内容、出席者及び業務時間の記録がある。

B このほかに、区画整理組合で定期的に行われる理事会の理事会議事録においてY元副市長の出席が記録されている。

上記の日報、打ち合わせ議事録及び理事会議事録から認められるY元副市長の業務日時は別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」のとおりである。

(イ) ヒアリング結果

A Y元副市長の供述

上記の日報、打ち合わせ議事録及び理事会議事録は、必ずしも正確に記載されていないと述べた。

理事会議事録については、Y元副市長は、理事会には欠席することもあり、後日、理事会議事録を確認したことによって、理事会に参加したことが記録されてしまう旨述べた。

また日報については、区画整理組合において業務に従事していない日まで、自身の記載があるものであり、業務実態を反映していないと述べた。

B 組合関係者の供述

理事会議事録については、議事録作成に関与する組合関係者によれば、出席しない者を出席者と扱うということはないとのことであった。

一方、日報については、区画整理組合の業務に従事していないのに、業務に従事したとして氏名を記載することがあったとのことであった。

エ 区画整理組合における業務実態に係る当委員会の認定

(ア) Y元副市長が区画整理組合において重要な役割を果たしていたことは、自身も認めるところであり、理事会に欠席することが多々あったとは考え難いし、ヒアリング結果からも、別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」のとおり、理事会に出席していたことが認められる。

(イ) 日報については、確かに、日報上、Y元副市長が区画整理組合において業務を行った時間帯の記載がないものもあり、時間帯の記載がない日の業務時間は不明である。

もつとも、およそ日報が業務従事状況を示していないとは考えられない。日報には、他の職員については、業務時間の記載があるし、Y元副市長についても、業務時間帯の記載がある日があるほか、日々の来客者等の記載もあり、日ごとに作成されていたと認められるためである。

加えて、Y元副市長が区画整理組合において業務を行った時間帯の記載があるものについては、別途、委員会の出席簿にY元副市長の名前があり、出席を裏付ける議事録もある。

したがって、少なくとも、日報にY元副市長の業務従事時間の記載がある日については、区画整理組合において、記載の時間帯に業務を行ったと考えられる。

他方で、日報上、Y元副市長が業務を行った時間帯の記載がない日ないしは時間帯の記載がある日のそれ以外の時間帯については、区画整理組合における業務時間は不明であると言わざるを得ない。

しかし、業務時間が特定できないといえども、Y元副市長が区画整理組合で果たしていた役割の重要性に鑑みると、市立病院の勤務時間終了後のみに、区画整理組合の業務を行っていたとは考え難い。

(5) 当委員会の認定

ア Y元副市長の市立病院及び区画整理組合における勤務ないし業務実態

Y元副市長は、市立病院の勤務時間中にも区画整理組合の業務に従事し、市立病院の勤務時間と区画整理組合での業務時間とが重複していることが認められる。

市立病院の勤務時間中に区画整理組合業務を行っている時間として具体的に確認できたのは、別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」の「重複判定」欄に「重複」と記載されている日における区画整理組合の「時間」欄に記載された時間である。

それ以外の別紙5の市立病院勤務時間中における区画整理組合の業務への従事による重複については、重複があった日の特定はできたものの具体的な時間の特定には至ることができなかつた。しかし、上記のとおり、市立病院の勤務時間終了後のみに、区画整理組合の業務を行っていたとは考え難いことから、重複していたと評価している。

イ 市立病院の勤務時間と区画整理組合の業務時間との重複が生じた原因

(ア) Y元副市長の市立病院での勤務時間の管理については、時間外勤務について出張、時間外等勤務命令簿が作成されてはいたものの、時間外勤務の都度、事前に決裁者の決裁を得る運用になっておらず、一定期間経過後に決裁者が時間外勤務における個々の従事業務の内容及びその必要性の確認

をすることなくまとめて事後承認していたことから、事実上、Y元副市長は時間外勤務を野放図に広げることが可能となっていた。

(イ) また、Y元副市長の市立病院における院長相談役としての業務は、多方面に及んでいたことが認められるが、Y元副市長が行っている業務を具体的に把握している者はいなかった。

(ウ) このように勤務時間の管理、業務内容の管理といった労務管理が市立病院において適切に行われていなかったのは、事務部門の執務室が市立病院3階にあるのに対しY元副市長の個室が同1階におかれていたという就業場所の物理的な位置関係もさることながら、Y元副市長が元副市長であり、かつ院長相談役に就任する直前まで病院経営専門監として市立病院でも市長の代行としての地位を有していたことから、本来、Y元副市長の労務管理を行うべき市立病院の職員らは共通して、Y元副市長を自らの上司であると認識し、その結果としてY元副市長に対する労務管理の必要性の認識が欠如していたからと認められる。

2 市立病院及び区画整理組合の元副市長に対する賃金、報酬等の支払の実態並びに二重の賃金、報酬等の支払事実の有無

(1) はじめに

Y元副市長が平成24年4月以降、市立病院において臨時職員である院長相談役として稼働し、かつ同年5月以降、区画整理組合において理事長相談役として同組合の業務に従事していたことから、それぞれにおける賃金、報酬等の支払いの実態を調査し、二重の賃金、報酬等の支払いがなされた事実がないかを調査するものである。

(2) 市立病院における賃金、報酬等の支払

ア 賃金の支払実態について

(ア) 市立病院から開示された給与支給控除明細書、賃金台帳、時間外給与明細書、日額給給与明細書といった給与支給に関して作成された書類に基づき、当委員会が市立病院に作成を依頼し、市立病院が作成した同病院のY元副市長に対する賃金の支払い実績は、別紙6「Y元副市長市立病院賃金等支払い実績一覧」記載のとおりである。

(イ) 基本給の支払い

臨時職員雇用確認書に記載されている賃金額は以下のとおりであり、同確認書に記載されている賃金額が現実に基本給として支払われていた。

平成24年4月から平成25年9月	280,000円
平成25年10月から平成26年3月	342,000円

平成26年4月から平成28年9月 360,000円

(以上の期間は週3日勤務の雇用)

平成28年10月から平成31年3月 550,000円

(以上の期間は週5日勤務の雇用)

(ウ) 時間外勤務に対する賃金の支払い

当初のY元副市長と市立病院との臨時職員雇用確認書上の勤務日数は、週3日となっていた。しかし、当初から、週6日程度の勤務及び定時である午前8時30分から午後5時の前後における時間外勤務が常態化しており、タイムカード記載の時間外勤務分全てに対してではないようであるものの、時間外勤務に対する賃金も支払われていた。

すなわち、平成24年4月分から同年9月分までは時間外勤務分(時間外単価3,000円)の名目で240,000円、同年10月分から同年12月分までは時間外勤務分(時間外単価3,000円)の名目で360,000円が基本給とは別に支払われていた。

平成25年1月分から平成26年8月分までは、週3日勤務を超える日数分の勤務に対する日額給分(日額給単価60,000円)の形で、一月当たり480,000円から600,000円(8日分ないし10日分)が基本給とは別に支払われていた。

さらに、平成26年9月分からは基本給及び上記の日額給分とは別に、また、週5日勤務となった平成28年10月分からは基本給とは別に、それぞれ時間外手当として月額100,000円から453,426円の範囲の金額が支払われていた。

イ ヒアリング結果

病院関係者からは、契約更新の度にY元副市長から賃金の増額要求があり、基本給の増額等は、Y元副市長の意向に基づいて対応したとの説明があったが、基本給の他に日額給の支払いに係る合意を示す書類が作成されたとの説明は得られなかった。

これに対し、Y元副市長からは、自ら賃金の増額を求めたことはなく、賃金の増額は市立病院側の発意と判断において行ったものであるとの説明があった。

ウ 市立病院における賃金、報酬等の支払についての当委員会の認定

市立病院におけるY元副市長に対する賃金の支払い実績は上記アに述べたとおりである。

Y元副市長の市立病院における労働は、別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」のとおりであるから、市立病院は、上記アに述べた賃金を、

同一覧表に記載の勤務時間の労働の対価として支払ったものと認められる。

なお、賃金が段階的に増額されていった具体的経緯の特定には至ることができなかった。

(3) 区画整理組合における賃金、報酬等の支払

ア 賃金、報酬等の支払い額

区画整理組合から提出を受けた元副市長の平成24年から30年のY元副市長の源泉徴収票等の合計表、源泉徴収票、源泉徴収簿等を基に作成した別紙7「Y元副市長区画整理組合報酬等支払い実績一覧」のとおりである。

就任が年度途中であった平成24年の支払は1,728,000円であったのに対して、その後は増加の一途を辿り、平成29年には44,074,833円のもの極めて高額な報酬の支払いを受けている。

イ 支払の内訳及び根拠

(ア) 区画整理組合から提出された区画整理組合と元副市長との契約書、区画整理組合における諸規定、区画整理組合からの回答等及びY元副市長からのヒアリングによると、Y元副市長の区画整理組合から支払の内訳及び根拠は以下のようなものである。

(イ) Y元副市長は、区画整理組合から①基本委託料の支払いを受けるほか、②業務の実績分に応じた委託料の支払いを受けていた。

また、③組合から特別損失補償等の手当を受け取っていた。

(ウ) 基本委託料の支払い

区画整理組合と元副市長との組合平成24年5月契約書においては、組合職員の給料及び手当の例に従い1か月ごとに支払うものとされている。

その後、区画整理組合とY元副市長との業務委託契約は、平成25年10月26日に変更されている(以下「組合平成25年10月契約書」という)。変更点としては、事業が計画通り進まない場合、委託料の減額があることを定める旨が規定されているが、報酬額の計算方法自体は、組合職員の給料及び手当の例に従うとされている。

以降、区画整理組合とY元副市長との業務委託契約は、平成30年4月1日付け及び平成31年4月1日付けの契約書(以下それぞれ「組合平成30年4月契約書」、「組合平成31年4月契約書」という。)が作成されている。平成25年10月契約書以降、平成30年4月契約書が交わされるまでの間における契約書は作成されていないとのことであった。

組合平成30年4月契約書及び組合平成31年4月契約書では、委託料等は、区画整理組合から決定した事業計画に基づく資金計画中の算出基礎を基本に決定する旨の規定が追加されている。

(エ) 業務の実績分に応じた委託料の支払

Y元副市長は、区画整理組合から、上記の基本委託料のほかに、平成25年度以降、業務の実績に応じた委託料の支払いを受けていた。

契約書上の根拠につき、以下のとおり検討する。

組合平成25年10月契約書上では、支払の根拠は見当たらない。

組合平成30年4月契約書においては、「委託料等は甲が決定した事業計画に基づく資金計画中の算出基礎を基本に決定する」や「乙は、甲が決定している要領、基準及び細則等に従い次のような項目の債権債務を協議できるものとする」といった規定がある。しかし、この規定から、業務実績に応じた業務委託料を基本委託料と別途に支払うとしていると解釈することは困難である。また、委託料等の算出基礎は別紙のとおりとするとあるものの、別紙の提出はなかった。したがって、組合平成30年4月契約書においても、契約上の規定としては不明確といわざるをえない。

組合平成31年4月契約書において、区画整理組合が特別と認める場合は実績評価分として別に手当を支払うことができるものとされており、この規定に基づき支払ったものと思われ、契約書上の根拠があるといえる。

(オ) 区画整理組合の手当等に関する諸基準

A 区画整理組合から提出された「手当等諸基準のつづり」なる組合関係者に対して手当を支払う複数の「基準」、「要領」といった文書のなかでは、Y元副市長を事務所職員として取り扱い、事務所職員に対する報奨として支払うものや、相談役としての報奨として支払うものがあつた。この事務職員に対する報酬と相談役としての報酬につき、あえて用語を変えていることの意味は、明らかでない。

いずれにしても、この諸基準を都度、区画整理組合において決定し、Y元副市長に業務の実績分に応じた委託料を支払っていたことが明らかになった。

もっとも、諸手当等の規定は、文言上、支給額が一義的に導かれる記載になっていないものもある。

例えば、業務貢献度に応じて手当を支払うという規定がある。この規定では各職員の業務貢献割合のパーセンテージが示されているも

の、支給される手当額の合計が記されておらず、規定自体から、各々への支給額を算定することができない。

- B このほかに、理事長相談役であるY元副市長らに対し、各報酬に対する税負担分を「補償」として支払う規定があり、平成30年に支払われたことが明らかになっている。

この規定上、個々の税負担により、「業務評価が『相殺』されてしまったため、これに対する補償を、組合理事・監事、相談役及び区画整理部長に行うとある。

Y元副市長によると、個々の税負担により報酬の手取り金額が減額したことに對して、補填を行う趣旨で手当が支払われていたとのことである。

支払われた報酬に対して税金を支払うというのは、当然のことであり、これにより、業績評価が相殺されてしまうというのは、理解しがたいところである。

- C このように、区画整理組合では、業務実績に応じた業務委託料を諸手当等として都度決定するほか、上記の税負担を補償するなどの通常であれば理解しがたい手当が支給されていることが明らかになった。

ウ 別紙7における報酬の内訳について

平成28年、平成29年、平成30年における報酬の内訳は、組合における支出命令書や各明細書に基づき記載したものであり、休日勤務手当という名目や、役職手当・地域手当といった名目で支給されており、上記の基本委託料や実績に対する報酬といった名目では支払われていない。

支払命令書や明細の提出は、調査期間満了直前の令和2年1月31日付けで提出されたため、当委員会では、同資料の十分な検討や、これに基づいたヒアリングが出来ておらず、今後の市及び東京都による調査が必要である。

エ 諸手当等の決定

(ア) 区画整理組合の運営

区画整理組合では、重要事項についての意思決定を理事会において行っている。

これとは別個に「理事監事協議会」において意思決定がなされていたようである。理事監事協議会は理事会と構成メンバーは同じであるものの、あえて別に開催されている。

区画整理組合関係者によると、理事監事協議会の決定事項は、東京都

の指導により、議事録を残さなくてもよい事項について決定していたとのことである。

また、理事会、理事監事協議会いずれにおいても、議案は、主に事務局が作成しており、事務局では、公社より派遣されていた職員らがY元副市長の指示を受けながら、作成していたようである。

(イ) 区画整理組合の運営諸手当等の決定方法

かかる区画整理組合の運営実態のなか、区画整理組合の手当等は、「理事監事協議会」の場で決定されていることがわかった。

しかし、上記の区画整理組合の諸規定に基づく手当は、多額に及んでいることがわかっており、これを理事会ではなく、議事録を残さない理事監事協議会で決定することが妥当であったかは疑問がある。

そして、ヒアリングの結果、区画整理組合の理事長すらも、Y元副市長の具体的な報酬額の金額は知らなかったと述べている。

上記のとおり、諸手当等は、規定上、幾ら報酬額が支払われるかについては、一義的ではないものもある。

また、諸手当等の規定は、他の議案と同じく、公社より派遣されていた職員らが作成していたとのことであるところ、理事監事協議会の構成メンバーである理事が十分にその内容を理解していない中で決定されていた模様である。

(ウ) 上記に関するY元副市長の供述及び検討

Y元副市長は、理事監事協議会は、理事会で決定する前に協議を行うためのものであり、重要事項は、最終的に理事会で決定していると述べた。

しかし、各諸手当は、末尾に「平成〇年〇月〇日理事監事協議会決定」などと記載されており、別途理事会で決定された記録はない。

また、他の組合職員からのヒアリングにおいても、別途理事会で決定した旨の供述は得られなかった。

(4) 当委員会の認定

ア 市立病院及び区画整理組合の双方からY元副市長に対して賃金、報酬等の支払いがなされ、かつ、その金額の特定はできないものの同一日時の市立病院での勤務及び区画整理組合での業務に対して二重に賃金、報酬等が支払われていたことが認められる。

イ そして、特に区画整理組合においては、極めて高額な報酬を受け取るとともに、手当等の決定方法を含めた運営実態の一部が上記のとおり明らかとなっている。

多額の報酬を支払うという重要事項をあえて理事会ではなく理事監事協議会で決定していた点に加えて、具体的な報酬額を理事すら知らなかったといった区画整理組合の運営実態は不当というほかない。

ウ これに対し、Y元副市長は、かかる報酬を受け取る根拠を述べるため検討する。

(ア) 区画整理組合との契約は、負担義務付コンサルタント契約であったと述べた。区画整理組合の収支が赤字となった場合、自ら補填する義務を負うが、その代わりに利益が出た場合には報酬を受け取る内容であったから、利益に対して報酬を受け取ったというものである。

しかし、提出を受けた上記契約書等においては、かかる記述は見受けられない。Y元副市長は、区画整理組合の理事との間では、了解が取れていたと述べるが、これを裏付けるものがない以上、高額な報酬を受け取る根拠とはなりえない。

(イ) このほかに、公社から必要な人員が十分に派遣されていない中で、短期間に成果を出さなくてはならず、それに応えた報酬としては、他の一般企業がコンサルタント契約により区画整理業務を受注する場合と鑑みても、決して高額ではない旨述べた。

しかし、前述のとおり、Y元副市長が高額な報酬を受け取る契約上の根拠は見当たらないし、区画整理組合における手当等の決定方法については不当と認められることから、高額な報酬を受け取る根拠とはなりえないと考える。

3 Y元副市長が区画整理組合理事長相談役に就任した経緯

(1) はじめに

Y元副市長が平成24年4月以降、市立病院の労務に従事しながら、同年5月以降、区画整理組合理事長相談役に就任したのはいかなる経緯であったのかを明らかにするものである。

(2) 就任の経緯についての区画整理組合の関係者のヒアリング結果

区画整理組合関係者は、平成21年4月23日以降、区画整理組合は公社に対して、土地区画整理事業の全部を委託していたものの、同社への委託だけでは区画整理事業が円滑に推進するかどうかという点に不安があったので、公社の社長であったA氏の推薦によりY元副市長との間で委託契約を締結したと述べている。

(3) 就任の経緯についてのY元副市長のヒアリング結果

ア 元副市長も、就任の経緯について、上記(2)のとおり述べている。

イ 加えて、Y元副市長は、当時の市長であるB元市長（在任期間は平成25年3月31日まで）から、国道バイパスの早期確保は、日野市の大きな課題であり、公務として支援して欲しいといわれたとも述べるほか、B元市長からの特命事項であった旨述べている。

B元市長からの特命事項であったことについては、Y元副市長作成のメモはあるものの、文書等でB元市長から求められたことはないとのことであった。

ウ さらに、市に対しては、理事長相談役就任時の組合平成24年5月契約書の提出を求められたことから提出しているほか、総会には市の職員が出していたことから、市も知っていたはずであると述べる。

(4) 当時の市長はじめ市の職員は知っていたか

ア Y元副市長が理事長相談役に就任した当時のB元市長にヒアリングを行ったところ、理事長相談役になるよう求めたこともないし、特命事項としてY元副市長に公務として行うことを求めたことはないと思うとのことであった。

イ また平成25年4月1日以降市長であるC現市長も、Y元副市長が区画整理組合の理事長相談役として業務を行っていたこと、報酬を受け取っていたことにつき知らないと述べている。

ウ このほかに、ヒアリングを行った担当課の職員は、総会に出席していることから、Y元副市長が理事長相談役であったことについては知っていたと述べたが、報酬を受けていることは知らないと述べた。理事長相談役の職務内容としては、単に、理事長から相談を受ける程度の内容であると認識していたとのことである。

なお、Y元副市長が述べている、市の担当課の職員がY元副市長から区画整理組合とY元副市長との間の契約書の提出を受けたという事実は確認できなかった。

エ 一方、Y元副市長が理事長相談役に就任した当時の公社社長であるA氏は、平成25年6月3日以降副市長であり、Y元副市長が区画整理組合の理事長相談役であったこと、報酬を受け取っていたことを認識していた旨の供述をしている。

A氏は、区画整理組合の区画整理業務が日野市の将来にとって非常に重要であったことから、兼業の認識が薄かったと述べている。

なお、A氏は、Y元副市長が理事長相談役であったことは、総会に担当課の職員が招待されており、その職員から当然に上司である担当課の部長等に報告されているはずであるから、他の職員も知らないはずがないと述

べている。

これに対して、直接総会に出席していない職員らは、Y元副市長が理事長相談役であったことを知らなかったと述べている。

(5) 当委員会の認定

以上のとおり、区画整理組合は公社に対して、土地区画整理事業の全部を委託していたものの、同社への委託だけでは区画整理事業が円滑に推進するかどうかという点に不安があったので、公社の社長であったA氏の推薦によりY元副市長は、理事長相談役に就任した。

Y元副市長は、区画整理組合の理事長相談役就任の経緯について、B元市長から公務として支援して欲しいといわれたことが一因であるとの供述をしているが、調査の結果、かかる事実は認められなかった。

一方、ヒアリング対象者の多くは、Y元副市長が区画整理組合の相談役に就任したこと自体知らなかった旨述べるが、上記のとおり、区画整理組合の総会には、市の担当課の職員も出席したのであり、それ以外の当時の関係者の多くが知らないと述べていることについては、不自然さを感じる。

もっとも、市には、組合が理事長相談役としてY元副市長に対して、いかなる報酬額を支払っていたかは、総会をはじめとして、報告はされていなかったようである。また、区画整理組合の理事長すらも、Y元副市長がかように多額の報酬を受け取っていたことが十分に知らなかった。これらこのことから、市は、Y元副市長が多額の報酬を経て、兼業を行っていたことまでは知らなかったとも考えられる。

4 市が区画整理組合に対して支出した助成金の区画整理組合における使途の実態及びその違法性の有無

(1) はじめに

Y元副市長が兼業禁止に違反して報酬を受け取っていることを受け、区画整理組合に対して交付された助成金の使途及び違法性の有無につき疑念が生じているところ、これを明らかにするものである。

(2) 助成金の交付までの流れ

ア 助成要綱上の規定

(ア) 市が区画整理組合に対して助成金を交付する根拠規定は、日野市土地区画整理事業助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づくものである。

助成要綱は、第1条において、土地区画整理法第3条第2項の規定による土地区画整理組合等に助成を行うことで、住みよいまちづくりを奨励することを目的として、必要な事項を定める。

助成の対象は、公共施設の設備その他事業の施行に要する費用の一部及び調査設計等に要する費用であると定められ（助成要綱第3条）、都市計画施設、公園等、区画街路、調査設計等及び整地費につき、それぞれ助成する額を定める（助成要綱第4条第1項）。

申請の方法は、まず助成対象承認申請書を市長に提出し、提出を受けた市長が、助成の対象に適合するかどうかを決定し、承認・不承認を決することとなっている（助成要綱第5条）。

その後、承認を受けた場合、助成を希望する事業を記載した助成金交付申請書を事業計画書添付の上、市長に提出し、助成金額の決定を行い（助成要綱第6条、第7条）、事業の完了後、報告及び検査を受け（助成要綱第11条）、助成金の交付を受けることとなっている（助成要綱第12条）。

（イ）取り消し及び返還について

以下の場合、市長は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるとしている（助成要綱第13条）。

- 「（1）正当な理由がなく事業の施行を著しく遅延させたとき
- （2）偽りその他不正な行為により助成を受けたとき
- （3）事業を中止し、又は廃止したとき
- （4）この要綱その他の法令に違反したとき」

イ 助成金の交付までの実際の流れについて

（ア）別紙8「助成金事務手続の流れ」のとおりである。

（イ）組合認可後、助成対象承認を経た後、毎年度、組合は、市に対して助成金要望を行う。市は、必要な額の確保に向けて市の財政部局と調整を行う。これは、別紙8における予算要望事務といわれるものである。助成要綱上の規定はないが、区画整理組合に対してのみならず、他の助成金交付事務においても一般的に行われるやりとりであるとのことである。

この予算要望事務に係るやりとりでは、過年度の執行実績、当該年度見込及び次年度の実施計画を確認し、組合が作成した今後の資金計画と市で作成している残事業収支確認票に基づいて次年度に交付する助成金を調整している。

この中で、組合からは事業計画全体の状況の報告と見通しを示すため、組合の財務状況の報告がなされる。

もっとも、財務状況については、詳細な科目明細などが提出されるわけではなく、今回で問題となっている理事長相談役であるY元副市長に対する報酬額等は、報告されない。

（ウ）それから、当年度における別紙8における助成金交付事務がなされる。

これは、当年度当初、市から区画整理組合に対して助成金内示がなされる。これを受けた区画整理組合が助成対象事業の助成対象費用につき、助成金の交付申請を行い、交付決定がなされる。

その後、組合が助成事業を実施し、市が完了検査を行い、その後、助成金の支払いがなされる。

(3) 用途について

(2) のとおり、当年度における交付申請の際に用途が定められ、実際の支払にあたっては、事前に申請があった事業が完了しているかの検査を行う。

担当課の職員等にヒアリングを行ったが、事前に申請があった助成対象費用に係る工事等の事業の完成の検査において、不審な点は見当たらなかったとのことで、異なる用途に助成金が流用されている事実は認められなかった。

(4) 当委員会の認定

ア 上記(3)のとおりであり、予定されている助成金交付事務の過程において異なる用途に用いられているといった違法性は認められなかった。

イ 一方で、区画整理組合は、Y元副市長に対して多額の報酬を支払うなどしており、その資金は潤沢であったことから、助成金交付を受ける必要性があったかどうか疑問がある。すなわち、区画整理組合が多額の報酬を支払うことが可能な財政状況であり、助成金交付を受ける必要性が乏しかったにもかかわらず、助成を受けたことの違法性の有無である。

もっとも、この点については、助成要綱においては、助成金交付を受ける必要性の事前の調査に関しては、明文規定がない。予算要望事務においても、事業全体の状況や見通しの報告を受けることは予定されているものの、財務状況につき、詳細な科目明細を報告させるなどの事務は予定されていない。

したがって、区画整理組合が、その資金が潤沢であるにも拘らず市から助成金の交付を受けたことが違法であると述べることは、直ちにはできない。

ウ しかし、現状、Y元副市長への報酬の支払いに関する組合運営の適法性についても、疑念が生じている状況である。

助成金は、いかなる団体に対しても支出されるものではなく、土地区画整理法に基づき設立された区画整理組合に対して交付されるものであり、適正に運営されていることを前提に行われるものである。

区画整理組合が土地区画整理法に照らし違法な運営実態があると判断される場合、助成要綱第13条第2号又は第4号の規定により助成金の返還を求めることもあり得るものと思われる。

土地区画整理法に基づく区画整理組合の監督機関は、東京都であるところ、市から調査依頼を受けた当委員会においては、その違法性を判断することは

できないが、今後の調査が待たれるところである。

第3 当委員会の意見

1 兼業禁止にあたることについて

地方公務員法第38条によれば、一般職に属するすべての地方公務員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととされている。これを受けて、市は、平成27年3月31日「日野市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程」（以下「兼業規程」という。）を設け、同年4月1日から施行している。兼業規程第2条第3号によれば、報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事することを兼業と規定し、同規程第3条において、市の職員が兼業を行おうとするときは許可を受けなければならないこととされている。また、兼業規程第5条第3号では、兼業しようとする団体等との間に補助金の交付について関係があるときは兼業を許可しないことが規定されている。

Y元副市長が報酬を得て区画整理組合の理事長相談役として事務に従事したことは、地方公務員法第38条に違反する行為であり、平成27年4月1日以降は兼業規程第3条にも違反する行為である。

これに対し、Y元副市長は、B元市長から依頼を受けたこと及び区画整理事業が公益性を有することから、区画整理組合の理事長相談役は公務であって兼業に当たらないと主張する。

しかしながら、B元市長からの依頼については、B元市長がこれを否定しており、これを証明する客観的資料はない。他方、Y元副市長の供述によっても、B元市長からの依頼内容は「国道の開通が日野市としても悲願であるから協力をして欲しい」との抽象的な内容にとどまり、兼業の許可を受けたと評価することはできない。

川辺堀之内地区の区画整理事業は、国道20号の延伸工事に伴う用地確保を含むものであることから公益性を有する事業であるが、そのことと兼業の可否とは関係がない。そもそも区画整理組合が市の補助金交付団体であることからすれば、平成27年4月1日以降は兼業規程第5条第3号により兼業が許可されることはない。

2 本調査の結果新たに判明した問題点

(1) 病院での雇用及び勤務時間の管理の問題性

平成24年3月31日付の臨時職員雇用確認書によれば、臨時職員としてのY元副市長の雇用期間は「平成24年4月1日から平成24年9月30日まで」、

勤務時間は「週3日（月～金） 午前8時30分～午後5時」ただし、所属長の命により勤務時間を変更できるとされており、賃金は「月給¥280,000円」、所定時間外労働の有無は「有り」であった。

地方公務員法第22条において、臨時的任用職員の任期については最長1年以内と規定されており、それを踏まえて臨時職員要綱第3条では、臨時職員の雇用期間は6か月以内とされ、やむを得ない場合は6か月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないこととされている。

また、新たに雇用する場合には、臨時職員要綱第4条により、臨時職員を雇用しようとする所属長は、以下の事項を回議書に具体的に記載し、職員課長と合議の上、雇用確認書により確認するものとされている。

- 「(1) 雇用を必要とする理由
- (2) 従事する職務の内容
- (3) 雇用する期間及び時間
- (4) 雇用に当たっての事業処理計画」

しかしながら、Y副市長の臨時職員としての雇用については、平成24年4月1日以降、平成31年3月31日までその雇用期間は7年間に及んでおり、初回となる上記雇用確認書のみ回議書が残されているものの、2回目以降は臨時職員要綱第4条で規定されている事項を個別具体的に記載した回議書は作成されておらず、職員課長との合議も行われていないようである。

また、前述のとおり、Y元副市長の賃金については、平成25年1月分から平成28年9月分まで臨時職員雇用確認書に規定がない日当が契約外で支給されている。

上記の長期に渡る継続的な雇用及び日当の支払いについては、本調査では十分な確認ができていないが違法である可能性が高い。

(2) 区画整理組合への助成金交付は妥当であったか

本調査では、調査の対象に区画整理組合の資金管理状況が入っていなかったが、本調査を進めるにあたって、以下の事実が判明しており、区画整理組合の資金管理等が適正であったか否かについては疑問がある。

- ① 区画整理組合からY元副市長に対し、別紙7記載の高額の報酬が支払われていること
- ② 税負担に対する損失補償という名目で手当が支給されていること
- ③ 実績分の報酬を支払う契約書上の根拠が不明確である年度があること
- ④ 手当等は、理事会ではなく、理事監事協議会で決定されており、理事ですら、Y元副市長が支給を受けた報酬額の金額を知らないこと

以上の事実より、区画整理組合の資金は潤沢であったことがうかがわれ、市から助成金を交付する必要性があったのか疑問であるし、Y元副市長への報酬の支払いに関する組合運営の適法性についても、疑念が生じている状況である。

市は区画整理組合の認可権者である東京都と共同して区画整理組合の資金管理等に問題がなかったか更に調査すべきと考える。

3 問題が生じた原因について

(1) 院長相談役の地位の独立性について

Y元副市長は、臨時職員として院長相談役に就任した後も、元副市長、前病院経営専門監という経歴から、院内において特別な存在として独立性が認められていた。

また、院長相談役の勤務内容は抽象的であり、広範に解釈することが可能であった。

さらに、院長相談役の役職が院長直属で上司及び部下がない役職であり、個室で執務していたため、院内においてY元副市長の勤務時間の管理が全くできていなかった。

以上によって、Y元副市長は、自分の勤務内容及び勤務時間を自分で決めることが可能な状態となり、院内においてY元副市長の勤務内容及び勤務時間を確認し、必要であれば是正することができない状況となってしまった。

(2) 兼業を見逃していたこと

Y元副市長の理事長相談役就任を区画整理組合に推薦したのは公社社長（その後副市長）のA氏であるが、同氏は兼業の認識はなかったとのことである。

Y元副市長は、区画整理組合の総会で理事長相談役就任を紹介されており、その後も総会において積極的に発言していることから、総会に出席していた市の職員は、Y元副市長の兼業を疑うべきであった。総会に出席していた市の職員は、まさかY元副市長が区画整理組合から報酬を得ているとは思わなかったと述べているが、社会常識に反する認識と言わざるを得ない。兼業でないか積極的に確認すべきであった。

(3) Y元副市長の違法行為を抑止できなかった背景

市立病院の前院長及び現院長は、Y元副市長がいなければ市立病院は存続できなかったのではないかと、Y元副市長の手腕を高く評価している。

また、区画整理組合の理事長も、Y元副市長の尽力によって区画整理事業が予定よりも円滑に進捗したとその能力を高く評価している。

Y元副市長の経営能力及び仕事に打ち込む姿勢は誰しも認めているが、その

ことがY元副市長の元副市長という経歴とあいまって、Y元副市長には逆らえないという雰囲気を作り出し、市の職員及び元職員がY元副市長の違法行為を抑止できない状況に陥ったのではないかと考える。

以上